

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第55回）開催結果概要

1 日時

平成27年9月14日（月）午後3時から午後4時30分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

阿部健一，井堀利宏，大野勝則，倉地真寿美，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

門田友昌審議官，大須賀寛之総務局第一課長，森健二総務局参事官，
福田千恵子民事局第一・三課長，香川徹也刑事局第一・三課長，
品田幸男行政局第一・三課長，和波宏典家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換等

ア 第7クールの基本的な方針について

門田審議官から，第7クールの検証の基本的な方針について，①第6クールに引き続き，統計データの分析及び従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策等のフォローアップを行うこと，②運用上の施策等のフォローアップ検証については，民事第一審訴訟事件と家事事件を中心に行うことが説明された。

イ 検証の視点について

（ア）統計データの分析について

森総務局参事官から，これまでの検証と同様，民事第一審訴訟事件，刑事第一審訴訟事件，家事事件，上訴審訴訟事件を幅広く取り上げ，重要かつ基本的な統計項目を中心に整理・分析する方針などが説明された。

(イ) 民事第一審訴訟事件に関する検証について

福田民事局第一課長から、民事第一審訴訟事件については、①争点整理期間の長期化が続き、それに伴って全体の審理期間が長期化傾向にあることが第6クールの検証で指摘されたことを踏まえ、第7クールの検証においても争点整理を取り上げ、その長期化要因を分析し、運用の工夫例やあい路の実情（特に、争点等の認識共有のための工夫やあい路等）について検証する、②付随的に、合議体による審理の活用の実情について検証する、③法曹人口が増加する一方で民事訴訟事件が減少ないし横ばいとなっている要因等についてもヒアリングを行う、といった方針が説明された。

(中尾委員)

- 弁護士としては、法曹人口が増加する一方で民事訴訟事件が減少ないし横ばいとなっている要因に関心があり、この点の検証には意義があると思う。
- 実感としては、民事訴訟事件の性質がかなり変化していると思う。10年ほど前は、様々な事件があって、裁判所が単純なものとそうでないものをまず振り分けるというようなことが言われていたが、最近では、単純な事件が少なくなり、複雑困難な事件が訴訟事件のかなりの部分を占めてきているのではないかと。質的に困難な事件が増えれば、それだけ争点整理が長引くのは当然であるから、事件の性質と審理期間の関連性等にも注目していただきたい。

(二島委員)

- 人口が減少して、単純な類型の事件が減っていくのは理解できるが、社会の変化により単純な事件が複雑化するというならば、それには違和感がある。社会情勢の変化により、分野によって法的紛争が減少したり、紛争形態が変容したりすることは考えられるであろうが、一般的に、社会の中で単純な類型の事件が減るということは考えにくい。やはり、単純な事件は、なお社会には一定数存在しているものと思われる。
- 以前に消費生活センター等に聴き取りをしたときには、訴訟となり得る消費者

紛争の暗数があるとのことだった。それらが顕在化しないということには何らかの問題があるのかもしれない。こうした点について、例えば、企業内弁護士や地方自治体に勤めている弁護士から実情を聴取することも考えられるのではないか。

(山本委員)

- 訴訟事件数の減少については、事件類型によっても、都市か地方かによっても、原因は異なるものと思われる。ヒアリングを実施する前に、事件類型ごと、地域ごとの訴訟事件数の推移等について分析を行い、その推移の原因についても何らかの仮説を準備しておけば、有益なヒアリングができると思われる。
- 単純な類型の訴訟事件が、最近減ってきている理由は、そのような紛争の数自体が減っていないとの前提に立てば、裁判所に持ち込まれる前に解決されているか、解決されずに放置され、当事者は泣き寝入りになってしまっているかのいずれかであろう。ただ、ADRの事件数はそれほど増えていないので、紛争が裁判所に持ち込まれる前に解決されているとすれば、弁護士同士の話し合いなど、ADRとは別のメカニズムによる可能性がある。

(仙田委員)

- 建築関係訴訟について、建物の新築件数は最盛期の2分の1になっているが、訴訟事件数が半分に減っているわけではない。訴訟事件数が増える方向に働く要素として、業者間での話し合いによる解決の減少、技術力の低下、技術者の減少、工事費の高騰などが考えられる。そのほか、訴訟事件数に影響し得る要素としては、訴訟に関する学会からのサポートの充実、ADR等の環境整備といった要素もある。こうした要素の中でどのようなものが影響力が大きいのかといったことにつき、検証で明らかにできればよいと考えている。

(福田民事局第一課長)

- 現在までに把握しているところでは、貸金、立替金、建物関係、土地関係などの事件類型については、訴訟事件数が減少している。例えば、貸金事件が減少している要因については、貸金業法の改正の影響などが考えられるところであるが、

ほかの事件類型についても、それぞれの仮説を考えておく必要はあると考えている。

(中尾委員)

- 事件動向については、地方と都市の違いもあると思われる。東京の場合、企業が、弁護士の助言のもと、紛争を訴訟に持ち込まずに自力で解決する、あるいは訴訟になっても訴訟代理人を付けずに解決するノウハウを蓄積している。契約書も精緻なものが作成されており、紛争予防もかなり進んでいる。逆に、地方は社会的な基盤が都市部ほど強くないため、傾向は異なっているのではないかと思われる。

(野間委員)

- 企業はインハウスの弁護士を増やしている。近年、企業が訴訟前に紛争を解決しようとする傾向は顕著であり、今後もインハウスの弁護士の割合は増加すると思われる。こうした傾向が、裁判所の事件数に影響を与えている部分もあると思う。

(倉地委員)

- 民事裁判の現場で感じていることを申し上げますと、今でも、一定程度、貸金、建物明渡しなどの従来型の単純な事件は裁判所に来ている。ただ、確かにその内容は社会のシステムの変化に伴い、変わってきているようにも思われ、例えば、建物明渡しの場合には、いわゆる賃料保証会社が付くようになったため、明渡しのみを求めて未払賃料の請求まではしない事案が出てきているが、どうやって保証会社が未払賃料を回収しているのか、常々不思議に思っている。また、従前であれば銀行が原告となっていた貸金請求訴訟も、債権回収会社による譲受債権請求訴訟の形で提起されることが多くなっているが、債権回収会社が多数の債権を引き受けることで訴訟事件数に何らかの影響があるのかもしれない。ただ、こうした点まで踏み込んで分析するとなると、統計データだけからはなかなか難しいように思われる。

(中尾委員)

- 争点整理については、これまでも取り上げられてきたが、実質的な検証が必ずしも深く行われてきたわけではないようにも思えるので、先ほど述べられたような検証テーマは良いのではないか。

(高橋座長)

- 争点整理については、私も非常に関心があるが、迅速化検証の中で、個別事件の分析に入ることは相当でない。そのような前提で、もう少しきめ細かく踏み込んでいくということになろう。

(二島委員)

- 抗弁、再抗弁といった基本的な骨組み自体理解していない若手弁護士がいる。争点整理期間の長期化については、こういったことの影響もありはしないか。

(倉地委員)

- 争点整理手続の中で、裁判官が弁護士に対して説明しても、理解してもらえていないと感じることはあるが、若手の弁護士に限った話ではない。そのために一回くらい余計に期日を開くことは、あるいはあるかもしれないが、そのことが長期化の要因となるとまでは考えられない。

(酒巻委員)

- 最近増加した若手弁護士同士が話し合って、訴訟に持ち込む前に事件を解決しているとすれば望ましいと思う。若手弁護士がどのような事件を引き受けて、どのように解決しているかについて、調査はできるのか。

(二島委員)

- そのような実態調査は、なかなか難しいと思う。

(中尾委員)

- 弁護士数が増えれば、今まで弁護士が引き受けられていなかった事件が顕在化するはずである。訴訟に持ち込まずに話し合いで解決するというのは、むしろ経験を積んだ弁護士の方が採りがちな発想なので、本来、若手弁護士が増えれば訴訟

事件は増えるはずである。しかし、なぜそうになっていないかについて、実態を把握するのはなかなか難しいように思われる。

(ウ) 家事事件に関する検証について

和波家庭局第一課長から、第7クールの検証においては、①調停と審判や人事訴訟のトータルでの迅速化という観点からの調停充実のための方策をテーマとして取り上げる、②具体的には、主として裁判官の調停への関与と調停成立あるいは審判・訴訟での審理との関係に関する実情について調査する、といった方針が説明された。

(山本委員)

- 調停と人事訴訟は、同じ裁判官が担当する場合もあれば、別の裁判官が担当する場合もあると認識しているが、いずれの場合かによって調停運営に違いが出てくるのではないかとも思っているので、そうした観点から実情調査の対象庁を検討していただけるとありがたい。

ウ 検証の進め方について

森総務局参事官から、第7クールの検証の進め方に関し、まず民事第一審訴訟事件・家事事件の双方について一通りの実情調査を行った上で、検証検討会を開催して意見交換を行っていただき、その結果も踏まえて更に民事第一審訴訟事件・家事事件について実情調査を行うといった方針が説明された。

エ その他

門田審議官から、行政事件訴訟を含む民事第一審訴訟事件及び人事訴訟事件について、上訴率の統計データに関する説明等があった。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以上)